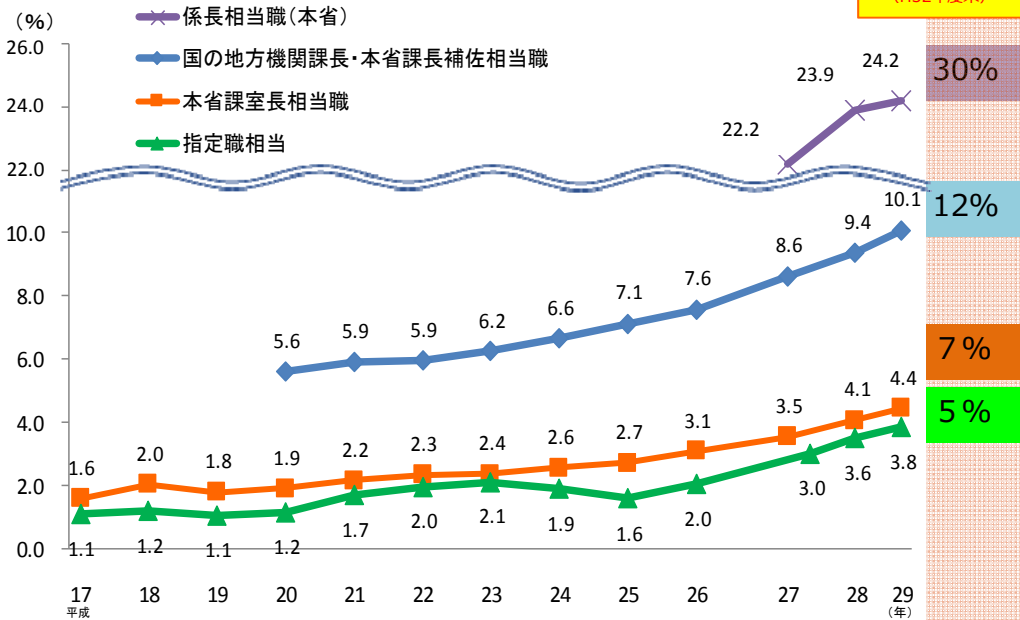


女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ結果概要

- 平成29年7月時点の女性登用状況は、いずれの役職段階においても調査開始以降、**最高数値**
- 平成28年度の男性の育児休業取得率、「男の産休」使用率も調査開始以降、**最高数値**（いずれも前年度から大幅に増加）
- 一方、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）に定める目標の達成に向け、**更なる努力が必要**
⇒ 引き続き、政府全体として各種取組を強力に推進

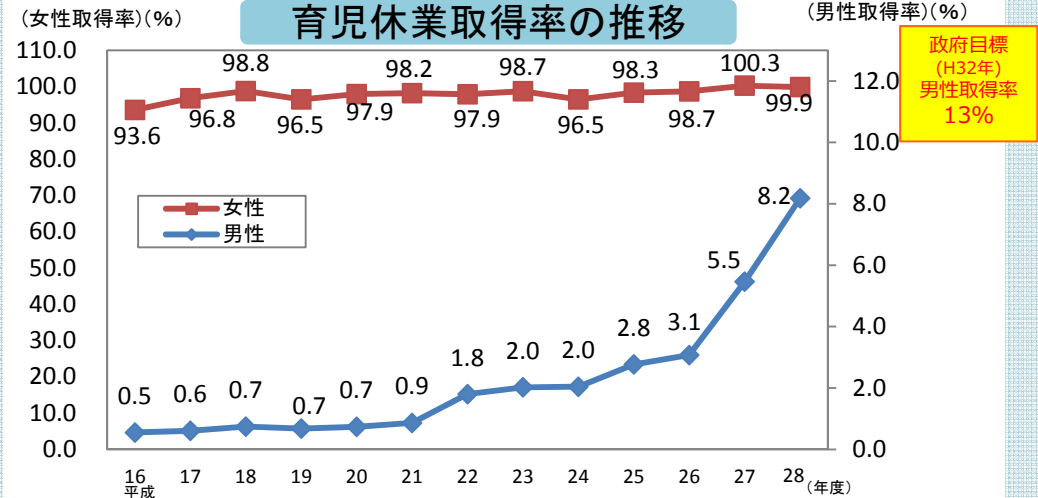
女性国家公務員の登用状況



各府省等の取組の優良事例

- ・ 出産・育児期にあっても、本人の能力・意向を踏まえ、必要な配慮をした上で、繁忙部署の業務を継続して担当させ、職務経験を付与【法務省・経済産業省】
- ・ 女性活躍・ワークライフバランス推進をテーマとした管理職向け研修、講演会の実施
- ・ 先輩職員との懇談会等【公正取引委員会・法務省・財務省・経済産業省】
- ・ 女性隊員が作成したキャリア・ライフプランを基に上司と面談を実施【防衛省】

国家公務員の育児休業等の取得状況



「男の産休」 5日以上使用率※	26年度	27年度	28年度	政府目標(毎年度)
	24.7%	30.8%	39.1%	100%

※ 「配偶者出産休暇」(2日)と「育児参加のための休暇」(5日)を合わせて5日以上使用した職員の割合

各府省等の取組の優良事例

- ・ 上司から部下職員の「男の産休」取得結果（取得しなかった場合はその理由）を人事担当課へ報告、上司及び当該職員を対象に両立支援制度説明会の開催や育児休業等の取得勧奨等を行った結果、**「男の産休」5日以上使用率87.3% (28年度) (≒59.2% (26年度))**【財務省】
- ・ 「育児シート」を導入し、管理職員や人事担当者がきめ細やかな配慮を行うようにしたほか、大臣等から、前月に子が生まれた男性職員とその上司に、父親の育児参加の重要性について訓示等を行った結果、**男性の育児休業取得率40.9% (28年度) (≒13.8% (26年度))**【厚生労働省】

各府省等の女性職員の登用状況

【政府目標（平成32年度末）】

・本省課室長相当職：7% ・地方機関課長・本省課長補佐相当職：12% ・係長相当職（本省）：30%

(%)

府省等名	府省等の職員総数における女性の割合	本省課室長相当職		地方機関課長・本省課長補佐相当職		係長相当職(本省)	
		平成29年7月現在	(参考)平成28年7月現在	平成29年7月現在	(参考)平成28年7月現在	平成29年7月現在	(参考)平成28年7月現在
内閣官房	13.2	5.2	6.2	7.6	6.1	15.4	15.2
内閣法制局	16.9	0.0	0.0	22.2	22.2	29.4	29.4
内閣府	19.6	6.0	5.4	10.6	11.1	29.9	26.8
宮内庁	16.1	2.4	2.3	2.3	1.2	11.2	11.7
公正取引委員会	21.9	7.8	7.7	9.2	9.6	21.0	23.5
国家公安委員会 (警察庁)	9.4	1.0	0.8	2.6	2.6	12.2	13.0
個人情報保護委員会	30.4	10.0	0.0	20.0	0.0	33.3	31.3
金融庁	20.1	3.7	3.1	10.8	9.6	23.5	24.4
消費者庁	34.6	16.7	16.7	25.9	22.1	44.1	41.0
復興庁	10.1	0.0	0.0	3.2	1.8	19.6	7.5
総務省	20.1	2.4	2.4	8.7	8.2	29.0	30.6
法務省	19.4	7.7	6.0	10.0	9.0	18.7	19.6
外務省	28.5	5.7	5.0	21.0	19.6	51.2	50.2
財務省	20.8	4.3	3.6	12.7	11.7	20.8	22.4
文部科学省	24.3	7.7	8.8	17.5	15.3	30.9	30.1
厚生労働省	25.4	9.3	10.0	11.3	10.7	24.9	22.9
農林水産省	14.8	3.3	3.0	5.2	4.8	27.1	26.3
経済産業省	22.8	9.1	8.3	17.4	17.1	32.4	30.1
国土交通省	10.9	1.3	1.2	4.7	4.4	13.2	12.5
環境省	15.5	3.8	4.3	8.6	8.7	25.6	23.9
防衛省	24.4	1.4	1.2	4.4	3.9	23.5	22.5
人事院	30.6	11.6	13.3	20.4	19.8	39.8	37.5
会計検査院	25.0	2.4	2.3	11.7	11.4	36.3	33.8
合計	18.6	4.4	4.1	10.1	9.4	24.2	23.9

- (注)1 「平成29年7月現在」及び「平成28年7月現在」の数値は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)が適用される職員、専門行政職俸給表が適用される職員(内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)、公安職俸給表(一)が適用される職員(法務省及び国家公安委員会(警察庁))、公安職俸給表(二)が適用される職員(法務省及び国土交通省)、税務職俸給表が適用される職員(財務省)及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法と行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員(以下「特別職職員」という。)を含んだ数値
- 2 「本省課室長相当職」及び「地方機関課長・本省課長補佐相当職」の「平成29年7月現在」及び「平成28年7月現在」の数値は、「一般職国家公務員在職状況統計表」(内閣人事局)に基づき作成。防衛省の数値については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した特別職職員の数値も含む。
- 3 「係長相当職(本省)」の「平成29年7月現在」及び「平成28年7月現在」の数値は、内閣人事局から各府省等に対する聴取に基づく数値

各府省等の男性職員の育児休業取得率・「男の産休」使用率(平成28年度)

【政府目標】

- ・ 男性職員の育児休業取得率：13%（平成32年）
- ・ 「男の産休」5日以上使用率[※]：100%（毎年度）

（※配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）を合わせて5日以上使用した職員の割合）

※黄色の網掛けの数値は、平成28年度に前倒して政府目標を達成しているものである。

府省等名	男性職員の育児休業取得率				配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇			
	新規取得者数(A)(人)	当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(B)(人)	取得率(A/B)(%)	取得率(平成27年度)(%)	当該年度中に子が生まれた男性職員数(B)(人)	(B)のうち合わせて5日以上の休暇を使用した職員数(C)(人)	使用率(C/B)(%)	使用率(平成27年度)(%)
内閣官房	1	29	3.4	5.3	29	7	24.1	36.8
内閣法制局	0	3	0.0	0.0	3	1	33.3	100.0
内閣府	5	61	8.2	10.7	61	20	32.8	21.4
宮内庁	0	23	0.0	3.3	23	12	52.2	33.3
公正取引委員会	6	31	19.4	23.8	31	17	54.8	47.6
国家公安委員会(警察庁)	2	184	1.1	1.9	184	51	27.7	14.8
個人情報保護委員会	0	4	0.0	100.0	4	1	25.0	100.0
金融庁	6	74	8.1	5.7	74	23	31.1	31.4
消費者庁	2	7	28.6	0.0	7	3	42.9	20.0
復興庁	0	6	0.0	0.0	6	2	33.3	46.7
総務省	10	93	10.8	9.2	93	27	29.0	17.3
法務省	110	1,533	7.2	5.2	1,533	789	51.5	30.2
外務省	11	154	7.1	2.4	154	28	18.2	12.5
財務省	420	1,729	24.3	13.0	1,729	1,509	87.3	80.8
文部科学省	9	76	11.8	7.7	76	9	11.8	11.5
厚生労働省	223	545	40.9	27.2	545	367	67.3	66.4
農林水産省	37	328	11.3	11.2	328	102	31.1	27.6
経済産業省	28	189	14.8	5.4	189	60	31.7	29.3
国土交通省	70	1,433	4.9	4.2	1,433	375	26.2	25.9
環境省	9	52	17.3	11.7	52	29	55.8	36.7
防衛省	86	6,172	1.4	1.1	6,172	1,545	25.0	16.2
人事院	4	11	36.4	35.7	11	9	81.8	64.3
会計検査院	5	27	18.5	11.9	27	11	40.7	35.7
合計	1,044	12,764	8.2	5.5	12,764	4,997	39.1	30.8

(注) 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成28年度)の結果について」(平成29年9月29日人事院)より算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成

【参考】平成28年度における一般職(行政執行人職員を含む。)の国家公務員の男性職員の育児休業取得率は14.5%。また、「男の産休」5日以上取得率は52.4%。「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(平成28年度)の結果について」(平成29年9月29日人事院)

○ WAW! 2016公開フォーラム 総理スピーチ

2016年12月13日（火）（抄）

働き方改革は、男性の意識が変わらなければ成功しません。家事や育児は夫婦で共に担う。子供が生まれた直後から夫が育児に取り組めるよう、男性の「育休」に加え、妻の出産直後の休暇、いわば「男の産休」の取得を推奨していきます。

まず隗より始めよ。妻が出産する国家公務員には、全員、妻の産休中に数日間の休暇、つまり「男の産休」を取得してもらいたいと思います。

家事をしないことで悪名高き、私は違いますが、日本男性たちにとっては、いよいよ名誉回復のチャンスだと思っています。

○ グローバル・サミット・オブ・ウィメン2017 開会式 総理スピーチ

2017年5月11日（木）（抄）

いくら女性が頑張っても男性の意識が変わらなければ、女性の活躍にも限界があります。家事や育児は夫婦で共に担う。子供が生まれた直後から夫が育児に取り組めるよう、男性の育休に加え、妻の出産直後の休暇、いわば男の産休の取得を推奨していきます。特に国家公務員の男性は、全員5日以上取得するよう強力に推進してまいります。